

平成 2 1 年 第 5 回

佐伯市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 8 月 1 0 日

佐 伯 市 議 会

平成 2 1 年 第 5 回

佐伯市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 8 月 1 0 日

平成21年第5回佐伯市議会臨時会会議録目次

平成21年8月10日(月曜日)(第1号)

開会.....	6
1 日程第1 議席の一部変更の件.....	7
1 議席変更表.....	7
1 日程第2 会期の決定.....	7
1 日程第3 議会広報調査特別委員会委員の定数変更及び同特別委員の選任.....	8
1 日程第4 委員会の中間報告(質疑).....	8
1 総務常任委員長(後藤幸吉)の報告.....	8
1 日程第5 議案の上程.....	12
1 上程議案一覧表.....	12
1 日程第6 提案理由の説明.....	12
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	12
1 日程第7 議案質疑.....	15
1 3番(高司政文)の質疑(議案第107号).....	15
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	15
1 3番(高司政文)の再質疑(議案第107号).....	15
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	16
1 3番(高司政文)の再々質疑(議案第107号).....	16
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	17
1 9番(和久博至)の質疑(議案第107号).....	17
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	17
1 9番(和久博至)の再質疑(議案第107号).....	18
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	18
1 9番(和久博至)の再々質疑(議案第107号).....	19
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	19
1 1番(後藤幸吉)の質疑(議案第107号).....	20
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	20
1 1番(後藤幸吉)の再質疑(議案第107号).....	20
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	20
1 1番(後藤幸吉)の再々質疑(議案第107号).....	21
1 日程第8 予算特別委員会の設置及び同特別委員の選任.....	21
1 日程第9 議案の委員会付託.....	22
1 議案付託表.....	22
1 日程第10 委員長報告(質疑).....	22
1 予算特別委員長(井野上準)の報告.....	22
1 日程第11 討論、採決.....	23
1 3番(高司政文)の反対討論(議案第107号).....	25

1 審議結果.....	26
1 日程第12 会議録署名議員の指名.....	27
閉会.....	27

第5回 佐伯市議会臨時会会議録（第1号）

平成21年8月10日（月曜日） 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	16 番	三 浦 涉
17 番	宮 脇 保 芳	18 番	河 野 豊
19 番	清 家 好 文	20 番	江 藤 茂
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	井野上 準
23 番	兒 玉 輝 彦	24 番	小 野 宗 司
25 番	浅 利 美知子	26 番	後 藤 勇 人
27 番	吉 良 栄 三	28 番	芦 刈 紀 生
29 番	下 川 芳 夫	30 番	高 橋 香一郎

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市 副 市長	西 嶋 泰 義	消 防 長	伊 東 宇三実
市 務 部 長	塩 月 厚 信	総務部次長兼上浦振興局長	石 田 初 喜
財 務 部 長	川 原 弘 嗣	総務部次長兼弥生振興局長	染 矢 隆 則
企 画 商 工 観 光 部 長	三 原 信 行	総務部次長兼本匠振興局長	汐 月 良 喜
市 民 生 活 部 長	魚 住 慎 治	総務部次長兼宇目振興局長	小 野 雄 司
福 祉 保 健 部 長	白 田 茂 達	総務部次長兼直川振興局長	松 下 雅 史
建 設 部 長	戸 坂 富 士 男	総務部次長兼鶴見振興局長	内 田 昇 二
上 下 水 道 部 長	酒 井 実	総務部次長兼米水津振興局長	福 泉 慶 一 郎
農 林 水 産 部 長	甲 斐 満 義	総務部次長兼蒲江振興局長	高 瀬 精 市
教 育 次 長	江 藤 幸 一		

議事日程第1号

平成21年8月10日(月曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 議席の一部変更の件
- 第2 会期の決定
- 第3 議会広報調査特別委員会委員の定数変更及び同特別委員の選任
- 第4 委員会の中間報告(質疑)
- 第5 議案の上程
- 第6 提案理由の説明
- 第7 議案質疑
- 第8 予算特別委員会の設置及び同特別委員の選任
- 第9 議案の委員会付託
- 第10 委員長報告(質疑)
- 第11 討論、採決
- 第12 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の一部変更の件
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議会広報調査特別委員会委員の定数変更及び同特別委員の選任
- 日程第4 委員会の中間報告(質疑)
- 日程第5 議案の上程
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 議案質疑
- 日程第8 予算特別委員会の設置及び同特別委員の選任
- 日程第9 議案の委員会付託
- 日程第10 委員長報告(質疑)
- 日程第11 討論、採決
- 日程第12 会議録署名議員の指名

午前10時00分 開会

議長(小野宗司) おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成21年第5回佐伯市議会臨時会を開会いたします。

この際、開議に先立ち、閉会中における諸般の報告を申し上げます。

委員会条例第8条の規定に基づき、議会運営委員会委員に、新たに下川芳夫君、井野上準君、以上の2名を議長において選任いたしました。

また、委員会条例第14条の規定に基づき、吉良栄三君から、議会広報調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出があり、これを許可いたしましたので、あわせて御報告申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 議席の一部変更の件

議長（小野宗司） 日程第1、議席の一部変更の件を議題といたします。
会派構成の変更に伴い、議席の一部を変更いたしたいと思えます。
その議席番号及び氏名につきましては、お手元に配布のとおりであります。
おはかりいたします。
お手元に配布のとおり、議席の一部を変更することについて、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。
よって、お手元に配布のとおり、議席の一部を変更することに決しました。
それでは、ただいま決定しました議席にそれぞれ御着席ください。

議 席 変 更 表

変更前の議席番号及び氏名	変更後の議席番号及び氏名
4番 吉 良 栄 三	27番 吉 良 栄 三
5番 清 田 哲 也	4番 清 田 哲 也
6番 井野上 準	22番 井野上 準
13番 小 野 宗 司	24番 小 野 宗 司
14番 兒 玉 輝 彦	23番 兒 玉 輝 彦
15番 河 原 修 仁	5番 河 原 修 仁
22番 矢 野 哲 丸	6番 矢 野 哲 丸
23番 芦 刈 紀 生	28番 芦 刈 紀 生
24番 下 川 芳 夫	29番 下 川 芳 夫
27番 日 高 嘉 己	13番 日 高 嘉 己
28番 高 橋 香 一 郎	30番 高 橋 香 一 郎
29番 玉 田 茂	14番 玉 田 茂
30番 梶 田 穂 積	15番 梶 田 穂 積

日程第2 会期の決定

議長（小野宗司） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
おはかりいたします。
本臨時会の会期は本日10日の1日間といたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議会広報調査特別委員会委員の定数変更及び同特別委員の選任

議長（小野宗司） 日程第3、議会広報調査特別委員会委員の定数変更及び同特別委員の選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。

議会広報調査特別委員会委員の定数を6人から7人に変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議会広報調査特別委員会委員の定数は、7人に変更することに決しました。

次に、議会広報調査特別委員の選任について、おはかりいたします。

議会広報調査特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、新たに清田哲也君、井野上準君、以上の2名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2名を新たに議会広報調査特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第4 委員会の中間報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第4、委員会の中間報告を行います。

閉会中継続調査として、「市役所本庁舎の建設に関すること」について、会議規則第45条第2項の規定により、総務常任委員長から中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際これを許可いたします。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） 総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

閉会中継続調査となっております「市役所本庁舎の建設に関すること」について、去る7月10日及び8月4日、ともに委員全員出席のもと委員会を開会し、所管事務調査を行いましたので、その経過の概要及び結果につきまして中間報告を申し上げます。

まず7月10日は、会議に先立ち、これまでの市議会の経過について確認のうえ委員会に入りました。

執行部から、去る6月23日の全員協議会の意見等を踏まえ、「耐震強度について」、「財政収支の見通しについて」、「新庁舎建設の実質一般財源について」、「建設場所について」及び「今後のスケジュール案について」一括して説明を受けましたが、資料については議員皆さんにお配りしておりますので、説明はいずれも省略させていただきます。

執行部の説明を終え、「耐震強度について」の質疑に入りました。

一委員から、佐伯市では震度6弱ぐらいの地震と言われているが、その時の被害状況が予想できているのか、と質したのに対し、執行部から、被害は震度と地震の伝わり方によって違うものであり、想定は難しい。また、将来にわたって震度6弱という保証はない。なお、

当時の耐震診断結果における I S 値0.66は、0.6に重要度計数の1.1を掛けたものであるが、現在の基準における重要度計数は1.5となっている、との答弁がありました。

また、一委員から、耐震補強による問題解決はできないと書いてあるが、本当にできないのか、と質したのに対し、執行部から、耐震補強の問題については、専門家等で構成する判定委員会が平成8年9月28日に開かれ、実質の問題解決は不可能であるという結果が出ている、との答弁がありました。

さらに、一委員から、合併特例債が有利だとは言え借金にかわりない。起債残高を増やしていくよりも、市民の立場になって負担の少ない形で、何とか耐震補強などの方法が採れば再考してほしい、との要望が述べられました。

次に、「財政収支の見通しについて」の質疑に入り、一委員から、投資的経費を80億円に設定し起債残高を減らしていくという考え方は分かるが、収入が少なくなり支出が多くなっていき赤字になるのに、まだ借金をするという考え方はおかしいのではないかと質したのに対し、執行部から、昨今の経済状況や雇用情勢を踏まえたとき、一定程度の公共事業は必要であるとの方針の下、投資的経費を80億円に設定し試算を行っている、との答弁がありました。

次に、「新庁舎建設の実質一般財源について」の質疑に入り、一委員から、合併特例債の償還期間を10年で試算しているが、償還期間を延ばすことは可能かと質したのに対し、執行部から、償還期限の同意基準に30年以内という大原則があるが、県知事からその同意を得れば、銀行等の折衝で可能になる、との答弁がありました。

この答弁に対し、一委員から、この庁舎の問題だけでなく、ほかにも現実味を帯びている事業がある。このことを踏まえれば、単年度の償還額を少なくすることが必要と考えるが、その見解を質したのに対し、執行部から、県知事の同意が前提となるが、固定金利方式でなく変動金利方式で折衝すれば可能である。ただし、現在、普通建設事業をかなり実施している中で、起債残高が減ってきている。これは10年という短い期間で償還しているためプライマリーバランスが保っている。この償還を長期間で行うと、起債残高が減るのが遅くなり非常に厳しくなる。さらに、全体的には利子も多く償還しなければならなくなる。以上のことを総合的に勘案し、今後検討していく必要があると考えている、との答弁がありました。

また、一委員から、総事業費の95%が合併特例債の額になっていない理由について質したのに対し、執行部から、庁舎については基準面積というものがあり、職員数等で割り出した基準面積が合併特例債の対象となり、その基準面積を超える部分については対象にならないためである、との答弁がありました。

また、一委員から、実質一般財源の約27億6,300万円は、建設時にかかる支出額とその起債償還にかかる利息分の支出額を合わせたものの何%の割合になるのか、と質したのに対し、執行部から、利息分を含めた総事業費とする考え方では、約45%の割合になる、との答弁がありました。

これに対し、一委員から、仮に新庁舎を建てるようになった場合、この45%は税金で賄うことを市民に周知すべきではないかと、との意見に対し、執行部は了承いたしました。

これらの審議過程を踏まえ、地方自治法第105条の規定に基づき、議長から、新庁舎を建設する場合、これほどの一般財源を持ち出すことについて市民の方に納得してもらわなければならない。合併特例債の対象外事業にはどの部分が当たるのか詳細な資料を委員に配布する

よう、執行部に申し出がありました。

次に、「建設場所について」及び「今後のスケジュール案について」の質疑に入り、若干の質疑・答弁が交わされたのち、総括質疑に入りました。

総括質疑では、一委員から、財政面において平成27年度から平成31年度までの5年間を経て、合併特例による普通交付税が30数億円段階的に減額される。30数億円の一般財源の減額は財政に与える影響が非常に大きい。この普通交付税の減額を見込んで平成32年度までのシミュレーションを行革プランとして作成する予定があるのか、と質したのに対し、執行部から、昨今の状況では長期間の財政推計を行うことは非常に難しい。ただ確実に言えるのは、平成27年度から普通交付税が減額となる数値は概算で算出できるので、その歳入減に伴い歳出も当然減額になる。しかし、行革プランとしては平成22年度から平成26年度までの5か年計画とする予定である、との答弁がありました。

この答弁に対し、一委員から、新庁舎を建設した場合は公債費が増え、一方で普通交付税が大幅に減額となる。そうなれば市民の負担が当然増していく。このことを踏まえ、第2期行革プランにおいては、将来を見越した厳しい行革プランを作成してほしい、との要望が述べられました。

また、一委員から、本庁一極集中型ではなく、分散した方法を取れば、新庁舎建設の必要性もないのでは、と質したのに対し、執行部から、庁舎の建替えは、スペース的な問題のみではなく、その前段に老朽化と耐震強度の問題があり、この建物自体が危険な状態にある。また、仮に分庁方式を取った場合、利便性などの観点から市民に負担を強いることになり、全国的に見ても分庁方式を選択した都市は、本庁方式に移行する流れにある。合併の時にも本庁方式を選択した経緯があり、この本庁方式を前提に建替えを考えている、との答弁がありました。

また、一委員から、教育委員会が使用している「まな美」のあり方について質したのに対し、執行部から、今回の試算では、「まな美」の施設は現状のまま使用することになっている。その理由として、教育委員会の人数分の床面積が狭くて済み事業費が抑えられること、「まな美」の建物自体が事務所用として建築されているため、集会用施設などに用途変更する場合には大工事になること、市民の利便性の観点から総合窓口等のノンストップサービスを導入すれば、建物が別でも十分対応できることなどが挙げられる、との答弁がありました。

総括質疑を終え、ここでいったん休憩し、今後委員会として検証すべき事項等について協議会を開きました。

再開後、委員会として資料要求をいたしました。一点目は、合併特例債の償還が終わる平成36年度までの財政収支の見通し、二点目は議長が申し出た合併特例債対象外事業に係る数値の内訳、以上二点について執行部に確認を求めたのに対し、執行部から、一点目の平成36年度までの財政収支の見通しは、非常に厳しく無理である。5年が限界と考えている、との答弁がありました。

この答弁に対し、一委員から、要は普通交付税が30数億円減額になっても佐伯市が持続可能かのシミュレーションを見る必要がある。これが無理であれば、平成27年度から平成32年度までの普通交付税の変動数値を提出してほしいと訴え、執行部も了承いたしました。

その後、継続調査を議決するとともに、資料が整い次第、委員会を開催することを確認し、7月10日の委員会を閉じたところでございます。

引き続き8月4日は、市長に出席をいただき、あいさつと併せて現時点における市長の判断について見解を求めました。

市長から、合併特例債の適用期間内に新庁舎を建て替えるほうが、佐伯市の将来を考えれば市民の負担は減る。この期間内に建て替えなければ、財政面において将来的に非常に厳しい。審議会の答申後、財政等の見直しをしており、投資的経費の年間80億円という数字については、歴史資料館も入れた中で十分予算を組んでいけると自信を持って言える。これらを踏まえ、合併特例債の適用期間中に新庁舎を建設することは必要と判断している、との見解が初めて述べられました。

これを受け一委員から、説明責任の観点から、その判断に至る経緯を市長が先頭に立って市民に周知し説明すべきである、との意見に対し、市長から、今後は合併特例債の適用期間中に建設する必要性について説明していきたい、との答弁がありました。

また、一委員から、将来の職員数を踏まえた規模・事業費について質したのに対し、市長から、規模等は庁舎の完成年度に合わせて職員数を想定し考えるものである。現在の約56億円はあくまでも概算であるため、9月議会に予算計上する基本設計等を経て、審議会や議会の意見を聞き今後明らかになる、との答弁がありました。

市長退席後、資料要求していた「合併特例債対象外事業の内訳」と「今後の財政収支見通し（平成21年7月試算）及び平成27年度から平成32年度までの普通交付税の見込み」について、執行部から、それぞれ説明を受けましたが、資料については議員皆さんにお配りしておりますので、いずれも説明は省略させていただきます。

「起債対象外事業の内訳」における主な質疑では、一委員から、起債標準面積1万1,964.8平方メートルを算出するに当たり、職員数はどの時点を基準に何名収容することになっているのか、と質したのに対し、執行部から、職員数は平成20年度当初を基準に、企業会計の上下水道部職員を除いた本庁・第2庁舎・第3庁舎に配置している職員数で、市長等を含めて454名で算出している。なお、実際に収容する職員数は、上下水道部の企業会計の職員55名を含めた509名であるが、この55名分の職員は対象にならないため除外している、との答弁がありました。

「今後の財政収支見通し（平成21年7月試算）」における主な質疑では、一委員から、財政収支の信頼性について質したのに対し、執行部から、財政収支については、将来の国の制度改正等は把握できるものではなく、一定の条件の下で機械的に算出したものであり、その推計した時点で当然数値が変動してくる。しかし、現時点で我々が持っている情報を最大限に使って試算したものがこの資料である、との答弁がありました。

総括質疑に入り、一委員から、耐震補強は1社のみ調査で問題ないのか、と質したのに対し、執行部から、当時の判定委員会の中で審査され決定したものであり、問題ないと判断している、との答弁がありました。

また、一委員から、昨年11月26日に地域開発調査特別委員会に示された財政シミュレーションの結果から、執行部の説明は「建設スケジュールの先送りはやむを得ない」とするものであった。その時の検討結果のまとめとして4項目が挙げられているが、この4項目をどのようにクリアし、現在の方向性になったのか明快な説明がなされていない。その変更に至った経緯について質したのに対し、執行部から、確かにこの当時は非常に厳しいと判断していた。その後、財政課内の協議・建設検討委員会・審議会等を経て、さらに、地域開発調査特別委

員会から「千載一遇の好機を逸することがあってはならない。執行部として早期の判断が求められる。」との提言を受け、更に協議を進めてきた。このような経緯を踏まえ、審議会の中間答申が出され、その後財政等の見直しをするなか、冒頭に市長が説明したとおり、総合的に判断したものである、との答弁がありました。

さらに一委員から、平成27年度から普通交付税が約35億円減額になることが想定されている。このことを考えると、第2期行革プランにおいては行革のスピードを上げる必要がある。単に5年間のプランではなく、普通交付税が減額されることを見据えてのプランと考えてよいのか、と質したのに対し、執行部から、現在加算されている普通交付税が減額されていくのは現実問題であるため、当然そのことを踏まえた上で、財政の破たんを来さないよう、第2期行革プランを策定しなければならない、との答弁がありました。

さらに一委員から、総事業費の約45%は市民の負担であることを、どのような形で周知徹底するのか、と質したのに対し、執行部から、まず建替えが必要であることを市民に訴える中で、市報等にありのまま掲載していきたい、との答弁がありました。

その他、建設の手法に関する事、大分県南部振興局の利用に関する事など、活発な質疑・意見が述べられました。

総括質疑を終え、いったん休憩し、委員会としての意思決定を行うか否か、協議いたしました。

再開後、本日の意思決定は見送り、8月10日、本日の臨時議会終了後に委員会を開催することを確認し、継続調査及び中間報告の議決を行い、委員会を閉じたところでございます。

以上で、委員会の中間報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第5、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第102号から第107号まで、計6件であります。

平成21年第5回佐伯市議会臨時会上程議案一覧表

議案番号	件名
第102号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）
第103号	平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

第104号	平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
第105号	平成21年度佐伯市水道事業会計補正予算（第1号）
第106号	佐伯市淡水魚種苗センター条例の一部改正について
第107号	佐伯市副市長の選任について（候補者山本清一郎）

日程第6 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第6、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただ今、本臨時会に上程されました議案について御説明いたします。

1 予算議案について

議案第102号「平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ16億8,837万2,000円を追加計上いたしております。

今回の補正は、新たな国の制度として創設された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を財源とした事業について予算措置いたしましたものであります。この臨時交付金の制度は、国の第1次補正予算に盛り込まれた1兆円を財源として、地方公共団体が、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じたきめ細やかな事業の4分野で事業を実施することにより、地域の活性化を図ろうとするものであり、本市への配分額は、13億8,102万5,000円が予定されております。

本市といたしましても、本制度を積極的に活用することとし、主に通常では国庫補助金等の交付の対象とならない老朽施設の解体事業や観光施設、社会体育施設の補修、道路・橋梁の整備、学校施設等の整備を行う単独事業に充当することといたしております。このほか、6月補正において予算措置した道路維持補修費、橋梁維持補修費、河川維持補修費、雑排水整備事業費等の事業についても、この臨時交付金を充当することといたしております。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、総務費につきましては、1億1,200万円を追加計上いたしております。

その主なものは、旧蒲江中学校校舎・プール及び旧下入津中学校体育館の解体に要する経費や老朽化している公用車を低公害車へ切り替えるための経費について計上いたしましたものであります。

民生費につきましては、7,000万円を追加計上いたしております。

その主なものは、独り暮らし老人等の家庭に設置している緊急通報システムを新機種へ切り替えるための経費や保育所及び放課後児童クラブの施設整備に要する経費について計上いたしましたものであります。

衛生費につきましては、4億1,477万円を追加計上いたしております。

その主なものは、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計への繰出金や灘地区にある焼却施設の解体に要する経費について計上いたしましたものであります。

農林水産業費につきましては、7,700万円を追加計上いたしております。

その主なものは、財団法人さいき農林公社の農業機械の購入費の補助に要する経費や農道の舗装、林道の整備及び水産業の振興に要する経費について計上いたしましたものであります。

商工費につきましては、1億4,960万円を追加計上いたしております。

その主なものは、佐伯商工会議所、佐伯市番匠商工会及び佐伯市あまべ商工会が行う商品券の発行事業に対し付加価値（プレミアム）分等を補助するための経費や各観光施設の整備に要する経費、また、観光客の流入人口の増大を図るための誘客促進キャンペーンのための経費について計上いたしたものであります。

土木費につきましては、2億5,400万円を追加計上いたしております。

その主なものは、橋梁長寿命化対策事業、道路の新設改良事業及び河川の改良事業に要する経費について計上いたしたものであります。

消防費につきましては、1億2,500万円を追加計上いたしております。

その主なものは、火災発生時に初期消火を行うための施設として既に設置している消火栓格納箱と消防ホース等の改修に要する経費やこの施設が未普及である地域に同施設を新たに設置するための経費、また、防火水槽の有がい工事や新設工事の経費について計上いたしたものであります。

教育費につきましては、4億8,600万2,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、学校等のICT環境の整備を行うための経費や新たな学習指導要領が実施されることから、これに沿った小・中学校の教材費の充実を図るための経費、また、保健体育施設等の改修費について計上いたしたものであります。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、439億7,092万円となります。

次に、特別会計補正予算といたしまして、簡易水道事業特別会計及び地方卸売市場事業特別会計を、企業会計補正予算といたしまして、水道事業会計をそれぞれ提案いたしておりますが、これらにつきましても一般会計と同様に今回の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を財源といたしまして、それぞれ所管する施設の整備等を行うための予算措置をいたしたものであります。

2 予算外議案について

議案第106号「佐伯市淡水魚種苗センター条例の一部改正」につきましては、佐伯市淡水魚種苗センターの場内の安全管理及び作業の効率化を図るために養成池及び親池の一部を廃止するとともに、老朽化した倉庫の廃止をしようとするものであります。

議案第107号「佐伯市副市長の選任」につきましては、空席になっております副市長に山本清一郎氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 引き続き、議案第106号について、担当部長の詳細説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時54分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第7、議案質疑を行います。

議案第102号から第107号まで、以上6件を一括して議題といたします。

議案第107号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員の高司政文です。私は議案第107号、佐伯市副市長候補者、山本清一郎氏の選任について議案質疑を行います。まず最初はですね、副市長を県から派遣してもらうことになった理由とその目的はということです。2年ちょっと前まで佐藤副市長が、県から派遣されてきてたわけですが、その後木許副市長ですね、市の職員のOBということでなったんですけど、それをまたですね県から派遣してもらうことになったというその理由と目的をまずお聞きします。それからあの2番目にですね、木許副市長のようなまあ市の職員のOBではなぜいけないのか、私はあの木許副市長のいろいろを見てですね、旧佐伯市のことは非常に詳しいし、いろいろなんかこう答弁の時にですね、議員のほうからいろいろ疑問があったときとか、結構まあいい役割を果たしていただいたと思いますし、市民からいろいろな問題に対しても対応してきたと思いますので、そういう面ではですねいい役割を果たしていたんじゃないかと思いますので、なぜそれがあのできないのか、何か不都合なことがあるのかどうか、その辺をお伺いします。以上です。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員より議案質疑をいただきましたが、107号副市長の選任についてでございます。1番目として副市長を県から派遣してもらうこととなった理由とその目的は。2番目、木許副市長のような市の職員OBではなぜいけないのかということですが、まあ先般も私のほうで議会運営委員会でも述べましたように、5月末に木許副市長の辞任に伴い、後任者をずっと私の方も検討してまいりました。優先的には、OBまた今市にいる職員の現職の中からということで、選任をして絞ってきたわけですけど、どうしても今回の人事の中に私のそうした人材の中に要求されるのは行財政改革又は総務等をそうしたことを通じている人ということを中心に絞ってきたわけですけど、どうしてもそうした人物に行きあわず、今回県にお願いして、そうした経験豊かな、またそれに対応できるという形で県の方に派遣をしていただくようになったし、本人にお願いしたところでございます。市職員でOBであれば一番いいんですけど、私の方にそうした人材がどうしてもよう見つけなかったという私も、それに現職でもそのような状況であったということをお理解いただきたいと思います。また、この中では、市の中の一般市民でもそうした広く意味を持っている方も対象として絞り込ませていただきました。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 再質疑を行います。市長がですね、とにかく優先的には市のOBだとかいろいろ地元から人材を求めたということはまあそれはそれで私もそのとおりだと思います。そういう人材がいなかったということで、少しはですねすくわれたとは思いますが、教育長も恐らくまあそういうふうな考えでなかなかね、人材が出てこないんじゃないかというような気がしてます。そうは言ってもですね県のほうから派遣するという提案になってますのでね、そのことについて聞かざるを得ないんですけど、私はですね佐藤副市長がですね最初に選任さ

れた時、助役ですかね当時はねその時も私は反対しましたけど、彼の一生懸命やっている姿勢とかですね、そういう面ではよくやったなと私は評価しますが、その山本氏、今回提案されているですね個人的にどうかということには分かりません。私会ったこともありませんしね。あくまでまああの略歴とかそれから私は特に問題にしたいのは、広瀬県政ですね。県政との関係でその県の職員を派遣してもらうことはどうなのかということでもまあ考えております。一つはですね、やはり広瀬県政が当初ですね、やわらしいイメージからですねだんだん最近ダーティーな部分が相次いで現れている。問題が大きいと私は思うんです。一つがキヤノンの問題ですね、工場造成をめぐって鹿島の裏金の問題だとか大光脱税事件等々で逮捕者まで出だして広瀬知事との関係が取りざたされていると、そういう問題についてやはり解明されたとは私はまだ言えないというふうに思いますし、それともう一つの大きな事件、教員との汚職事件。これについても、小矢教育長ですね、再任させるようなことをしたしですね事件を本当に真しに受け止めて解明しようという姿勢があるのかなというふうなことです。そういう大きな2点が広瀬県政のですね問題として私は引っかかるんですね。由布市の教育長がですね、県から派遣されて結局辞任するようなことになりました。山本氏個人的にはどうかと言いましたけど、略歴見ますと、教育庁におられたかと、経歴もあるようですのでもちろん関係ないと思いますけど、そういう面で広瀬県政の今の在り方として非常に心配しています。それで一つ聞きたいのがですね、市長が広瀬県政をですねどう評価しているのか、そういう部分で県にお願いしたということではありますが、市長自身がどう評価しているかこういうダーティーな部分が有ることをまあ分かっていると思うんですけど、その上であえてこのような提案をしてきた部分ですねその辺をどう考えているのか。もしですね県政で何かまた問題があったときね、県から派遣されて佐伯が迷惑を被ると、由布市のようなですねそういうふうなことがないのかどうかですね、その辺をまあ市長の口からですね是非、一つ確認というか聞いておきたい部分だと思います。以上です。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今、議員が言われました2点、県政と2点の問題ですけどこれと人事は別格の問題だと思っております。また、逆に県とのパイプ役は逆に必要な部分であると思っております。それから、こうした経歴等見ていただければ分かると思っておりますが、先ほど言った今回のことについても全く逆に平成20年4月に入ったということはそうした状況が分かっていた中で整理に入ったと思っております。県においても私の方は信頼感でお互いがもっていくわけで、ただそうしたことでこの人事案件について私は論ずるべきではないのではないかと、それぞれの信頼感でもっていく必要であると思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 再々質疑ですけど、私は市長、関係有ると思うんですね。やっぱり県の職員を現職ですからねOBじゃない現職ですので大いに広瀬県政と関係あると思っております。一つだけ最後に聞いておきたいんですけど、これは市民の声ですよ、市長はですね革新市政と、私はそうは思いませんけど、革新市政だから県のパイプが無くなったとかね、それから以前の繰越の問題ですね、補助金の返還の問題があつて佐藤副市長が尽力されたというふうに私聞いてますけど、そういう時のためじゃないかとかですね、そういうようなこと言う市民の方もおられますので、最後ですね。市長の本音のところでね、最初に優先的に市のOB等とか、優先的に探したんだということであれば一安心してますけど、そういうふうなところはね

市民の声の中からも出てますので、最後に市長もそういうことはないのかどうかその点だけお聞きしたいと思います。終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員の再々質問の中に、いろんな声があるということですが、私の中に逆にやっぱあんたは保守だなという人もおります。逆に私としてはですね革新じゃなくて改革をするために、行財政改革をするために、2期目の出馬をし、佐伯市が非常に財政が厳しいということであるので、そうした方向づけでやっていきたいと。むしろ市民党として皆さんの意見をたくさん聞きながらやっていくということで、保守とか革新とかじゃなくてやはり市長というのは市民のためにやっていかなければならないと思っております。後はそうした中で、冒頭申し上げましたように私にしてみてもOBか、現職かという中でしたわけですけど、なかなか私から見ると適格者はいないし、また、体力の問題だし、非常にまあこれあの副市長は激務でありますので、そうした中で、市として私の代わりにやってくれる人物ということで今回選任をお願いしているものでございます。どうぞよろしくお願いします。

議長（小野宗司） 以上で通告による質疑を終結致します。

ほかに御質疑ありませんか。

はい、和久議員。

9番（和久博至） 9番の和久博至です。選任するについて、県に依頼するについて市長が何らかの理由で依頼したんだと思うんですね。その時に、議長を連れて来てくれと言われてますね。依頼しただけではすまんで、県知事のほうから是非議長と会いたいというふうな依頼があったというふうに伺っているわけですね。その経緯をちょっと説明してもらえんですかね。いつごろ、市長が知事のほうに投げかけたのか、そしてその後、議長を是非呼んでほしいと。議長は一度断ったというんですけど、呼んでほしいと言われて、一応断って再度要請してきたと。そういうような経緯を伺ってるんです。それがいつの時期なのか。そして県知事に会った時にどのような話がなされたのか。それを説明していただきたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 和久議員からの質問ですが、ちょっと今、日程についてですね私の手元に持ってないんですけど当初私の方が行ったのが7月、後ほど日程をお知らせします。それから議長との話ですけど、議運の中で私はその話をさせていただいていると思っております。議長については、どういう人かを知っていただきたいということで議長も今後議会との話の中で窓口となっていたらいいと、そういう中でできれば議長も同行いただければということで県の方でありましたので私の方もその旨、議長としてどういう人かを見ていただきたいと。特に議運等にして提案があれば、全く白紙の人よりもそういうことが、知ってる方がいいということで、会った方がいいということで、私も御案内申し上げたわけでございます。さっき言った中で7月何日だったかなということなんです。それから会って話をしたということは要するに彼に対する総務とか人事とか行革とかいろんな話とか、また、特に今回の方は佐伯市出身であるということで、身近な話。また、学校についても鶴城高校出身ということですので、できるだけ佐伯を知った人ということで話をさせていただきました。以上です。

議長（小野宗司） 経緯について御説明できますか。執行部。

暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時11分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この日程の状態はですね7月14日に知事のほうに派遣要請を行っています。事実的には7月、何日か金曜日ですから、11日か10日が電話で前佐藤副市長とお話ししてこうですということでお話しして知事の方にとということで話がありましたので7月14日に行っております。それからその中で知事の方で協議をしながら、私の方と連絡しながら、7月24日等については電話で連絡しながらしております。8月3日に私の方に引き合わせたいということで、それが8月3日に行っております。その後現在に至っております。その間、一応私の方からさっき言った総務とか行財政に強い方をということで前佐藤副市長を通じながらそうした佐伯市に的確な人物だということをお願いをし、佐藤副市長に続いて佐藤さん前佐藤副市長さんもお見えになった時に、この人ならばいいだろうということで太鼓判を押していただきました。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 先ほど、佐伯市出身だし是非会わせたいというふうな話ですね、あのされたんですけどもこれあのそういう話はですね議長になってからじゃあ、副市長が決まってからねそれからじゃあ引き会わせたいんだがという話があってもおかしくはないわけですよね。別に、なぜ問題なのかといいますと、これまだ議員なんですよ。これ議員の承諾を得らんといいん事案なんですよ。その議員の承諾を得なきゃならない議案についてそのトップにおける議長を引き会わせたいということ自体ちょっと異常なんですよ。そうですね。皆議員は同じ立場に基本的には立たんといけんのですよ。その可否については。だからこういうことについて、皆さんにお諮りしたいというのがみな基本的には同じ立場で受けんといけんはずなんですよ。それを佐伯市議会のトップである人に対して来て是非引き会わせたいとそういうこと自体がちょっと異常な気がするんですよ。異常なことについてね、一度断った。もう少しきちんと述べてほしいんですけども、一度議長断ったということをお聞きしとるんですね。それはそういう立場があるからということで、ところがそれにもかかわらず是非会いたいんだと向こうが、県知事が言ってくるのと私は伺っているんですよ。だとしたらそれはいつなのか。そして断ったのを伝えたのはいつか、そしてそれを再度要請してきたのはいつか、それを分かる範囲でお伝えいただきたいんです。分からなければ後日というか後で調べるという形でもよろしいですから。

議長（小野宗司） 執行部に申し上げます。通告外の質疑でございますので分かる範囲で答弁をお願いします。

西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 和久議員の再々質問ですけど、議会はいろいろ在り方があると思うんです。例えばこれちょっと事案が違うんですけど、企業誘致するとき企業がどういう所かということで、議長とも一回会いたいとかですね、そうしたときにやはり議長とすればそれは会ったことよって全員協議会又は、会長会、そして議運という議長の諮問機関等を通じてですね、議長が先に情報を得るということも必要な部分が私の過去の経験の中で十分あったと思って

ます。だからそれが異常ということととるのか、そうした中で議会の対応というのがあると思っています。また、私の方は議長のほうにこうこうで知事にお話しした時に、議長のほうにそうしたお話をして十分協議で考えさせて下さいということで承ったのはあります。最終的には議会と県とのやりとりがあったらう、総務とやりとりになったのかということで詰めた話が出てくるだろうと思いますが、基本的には私も過去の議長経験ですけど、そうした人事があれば私自身ですよ、そうした中で皆さんに説明をするという責任があったという事で、私は必要性があったと思っておりませんが、これはあくまでも議会側の判断ですので私の方から答弁は差し控えさせていただきます。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 私が聞いているのは、会いたいと言った要請の日にちなんですよ。これ別に隠すでも何でもないのでしょ。そして一度断ってる。そしてそれを再度会いたいと言った日にち、分からんわけじゃないですね。それをお答えいただきたいと思います。もう一つ県とのパイプといいますか逆に言えば、密室で行われる可能性というのは非常に高いんですよ。県と市の協議はですね、非常に重要な案件がこれから出てくる可能性が高い。そういうことに関して市民を分からないような形で密室で連絡を取り合ってそして県と市が裏で決めていくというようなことがあり得ると考えているんです。そのようなことが逆にこの県から派遣された職員というのはそういう立場に立ちますから、まだ現役の職員ですからね。辞めた方とはまた違うわけですよ。そこでやはりこういうきちんとけじめを付けることが必要だと思っておるわけです。そこで後で分かるんだったらそこをきちんと教えてほしいということですよ。

議長（小野宗司） 暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 和久議員から県との密約説をいろいろ言われてますが、私ども映画で密命というのがありましたけど、そういう方ではないと思っております。それも先ほど申し上げましたように佐藤前副市長ですね、こちらからの話をしながら私の方は頼って行って、県としてもやはりだれかおくろうとすれば知事が表に立ってくるわけですが、こうした中で知事の配下というよりも、やはり佐伯の人間として頑張っていくということで身分は今度佐伯市のほうに移りますので、県のそうした中ではなってきたないと思います。いろんな中で議員にとりまして自分の考え方、また、憶測という部分があるかも分かりませんが私の方はそうした事実でないことを考えておりますので是非ともそうしたことを理解をいただきまして、いい佐伯市を作っていきたいと思っています。また、先ほどいいましたように7月14日に知事に派遣要請した後私が議長に言ったものですから、ちょっと日程は私は確認ができておりませんが、そうした中で本人と話しながらやってきたと、県としても私の方に議会ということではありますが、それについて、うちのほうから直接そうした経過として断ったという、ちょっと私も総務でもう一回確認したいと思います。そういうような状況でさっき言いました

議会内部ですので、質問を差し控えさせていただきます。日程は、はっきり確認していませんが、これについては分かったときに、またやりとりの時間というのは私は直接県知事のほうに断った状態をとっております。議長との話をしておることだけです。正式に議長から断られたという、一対一で話したのはとっておりますので、議会事務局に行っても私は要請しただけです。後は事務的な形でそういう話があったり、なかったりということです。以上です。

議長（小野宗司） 以上で和久議員の質疑を終わります。

ほかに御質疑ありませんか。

後藤議員。

1番（後藤幸吉） 1番議員の後藤です。

佐藤前副市長を通じて、知事に話をしたというような話は、聞いたことがあるように思うんですが、私は、これは今質疑ですから、反対討論をするつもりはありません。いい副市長が来てしゃんとしてもらえばいいんですけど、今の話だけで言うと市長は直接知事には今度の件ではお会いになっとらんでしょうか、それが一つ。まずそれからお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほど和久議員の中の答弁にも申し上げましたように、7月14日に知事に会って要請しております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） そうすると私どもが、副市長を判断する場合、前木許副市長が提案された時に県とのパイプという事をお尋ね、質疑をしております。あの時には吉良栄三君と私の二人が質疑しとるんですが、この2年間を考えた場合、県とのパイプはほとんど無いぐらいに議員の一人としては感じております。一人県からおいでになればパイプは有ることに一応なるわけですから、結構な話ではありますが、例えば佐伯市はどうも総務畑の方のように経歴がそういう方です。例えば大入島問題、企業誘致、河口橋、そういう大きな事業がある今後においては、そういう関係の方のほうが良かったんじゃないだろうかと思われます。それといいますのも、やはりだれでもいいというわけじゃない。やはりこういう仕事をしてもらいたいという人間でなければ、木許副市長自身が総務部長の時代に類似団体では副市長は一人でもいいというようなことを言われた方ですから、やはりどういう仕事をさせるために、県から連れてくるのであれば、やはりそういうことまで期待をしているのか、あくまで佐伯市に適材がおらんじゃったから総務畑のその人でもいいからということで知事にお任せしたんでしょうか。そここのところをお尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員の再質問に御答弁申し上げます。先ほど高司議員の御質問の時に私は佐伯市の副市長、木許副市長に後の空席として、山本さんをお願いしたいと、そうした中でどのようにしたかということ、行財政改革や総務に通じている人を基準としてOBや現職、また一般市民等対象として探しましたがなかなか、広く人材を求めたんですけどできなかったんで、県を通じまして求めましたと、いうことでそういう目的を持った形で今回の副市長についての選任をさせていただいております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 県から私なんかのタイプの場合は県から来るんだったら、はあいいという形で受入は、自分で判断をしますが、本来は佐伯市が今まで二年間進まなかった、あるいは新市になって4年間進まなかった知事との指示から企業誘致の世話もしてもらわないけん。議長が一応私は呼びつけられたように感じております。そこまでできていただく副市長には大きな期待をしております。ただ、佐伯市の職員、OBでできることじゃなしに、そういう不得手であった部門を強化するような副市長に来ていただきたいと本当は思っております。これはもう要望に代えます。ありがとうございました。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第106号及び第107号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議案第106号及び第107号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第8 予算特別委員会の設置及び同特別委員の選任

議長（小野宗司） 日程第8、予算特別委員会の設置を議題といたします。

おはかりいたします。

議案第102号から第105号まで、計4件につきましては、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、審査することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号から第105号まで、計4件につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く全議員を指名いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第9 議案の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第9、議案の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会に付託いたします。

これより、大会議室で予算特別委員会の開催をお願いいたします。

その間、暫時休憩いたします。

平成21年第5回佐伯市議会臨時会議案付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第102号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）	予算特別
第103号	平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	予算特別
第104号	平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	予算特別
第105号	平成21年度佐伯市水道事業会計補正予算（第1号）	予算特別

午前11時29分 休憩

午後3時40分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 委員長報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第10、委員長報告を行います。

予算特別委員会に付託されました議案第102号から第105号まで、計4件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、井野上準君。

予算特別委員長（井野上準） 予算特別委員長の井野上準でございます。

本特別委員会は、平成21年度補正予算案審査のため、今臨時会当日に設置され、本日、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要並びに結果につきまして御報告申し上げます。

本特別委員会は、委員29名全員の出席のもとに開会された委員会の冒頭、正副委員長互選が行われ、不肖私が委員長に、副委員長に榊田穂積委員が選任されたところでございます。

議事に入り、議案第102号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、補正予算書により順次、款を追って審査いたしました。

今回の一般会計補正予算（第2号）は、国が平成21年度補正予算において創設した「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の対象事業について計上されており、歳入歳出それぞれ16億8,837万2,000円を増額し、これにより補正後の平成21年度の予算額は439億7,092万円となっています。

歳入・歳出各款において活発な質疑、答弁が交わされておりますが、本委員会は議長を除く全議員で構成され、審議経過は委員の皆様御承知のとおりでございます。したがって、報告はごく簡潔に行いますので、御了承願います。

歳入では、17款、繰入金について、若干の質疑がありました。

歳出、2款、総務費では、普通財産管理費及び車両購入事業について、3款、民生費では、緊急通報システム事業費について、4款、衛生費では、インフルエンザ予防接種の補助について、6款、農林水産業費では、農業用施設等整備事業及び水産業振興事業について、7款、商工費では、商工業振興事業、企業誘致事業及び観光事業費について、9款、消防費では、庁舎建設の太陽光発電システムの内容について、10款、教育費では、学校ICT環境整備事業について、各款において活発な質疑、答弁が交わされました。

慎重審査の結果、議案第102号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第103号、平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第104号、平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）、及び議案第105号、平成21年度佐伯市水道事業会計補正予算（第1号）、以上3件をそれぞれ議題とし、審査いたしました。

慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ、予算特別委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 以上で質疑を終結いたします。

日程第11 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第11、討論、採決を行います。

まず議案第102号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号、平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号、平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号、平成21年度佐伯市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号、佐伯市淡水魚種苗センター条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号、佐伯市副市長の選任について(候補者山本清一郎)を議題いたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君

3番(高司政文) 3番議員の高司政文です。

私は議案第107号、佐伯市副市長候補者、山本清一郎氏の選任について反対の立場で意見を述べたいと思います。大きな理由は山本清一郎氏は、県の現職の職員だからであります。広瀬県政は、市町村合併を強引に押し付け国の社会保障費削減により、後退している住民福祉や疲弊している地場の中小企業よりも、補助金をつぎ込んだ企業誘致に見られるような大企業優先の政治を執るなど国の意向に沿った県政を進めてきました。補助金で誘致したキヤノンなどの輸出大企業による大量首切りで大分県では昨年から今年に掛け4,000人を超える労働者が職を失いました。これは九州一の多さであります。そのキヤノンをめぐって鹿島や大光など業者との癒着も解明されているとは言えません。一方で農業産出額は九州最下位です。教育の問題についても昨年の教職員採用等をめぐる贈収賄事件に関し、教育長を再任するなど事件の解明を行うことをせず、新人事管理システムの導入や学力テストの公表を市町村に指導するなど、上意下達の強化を進めています。このような県政の問題がある中でその県政の一翼を担う現職の職員を副市長に選任することは、そのまま問題点が佐伯市政に持ち込まれる危険があります。また、ともすれば県の意向を優先することも考えられます。西嶋市長は県に目を向けるのではなく、市民に目を向けた市政を進めていただきたいと思います。県とのパイプが必要だと言いますが、基本的に自治法上は県も市も対等であり、市からの制度上正統な要求であれば県は従うべきであり、よく企業誘致との関係を言いますが、県民は公平にこれは扱うべきであり、副市長人事などで県が差別するようなことがあれば、それは許されないことでもあります。現職やOBを探したとのことですが、副市長がどうしても二人要るのであれば、時間がかかってもやはり地元の事情に精通した人、行政に精通した人から選ぶといった方が適切ではないかと考えます。市長の再考を促しまして議案第107号の反対討論とします。

議長(小野宗司) 以上で通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第107号については、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(小野宗司) ただいまの出席議員数は、29人であります。

投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

議長(小野宗司) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(小野宗司) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(点呼、投票)

議長(小野宗司) 投票漏れはありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(小野宗司) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番、後藤幸吉君、19番、清家好文君、以上の2名を指名いたします。

よって、以上2名の立ち会いを願います。

(開票)

議長(小野宗司) 投票の結果を報告いたします。

投票総数、29票、

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、賛成、26票。

反対、3票。

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市副市長に山本清一郎君が同意されました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第102号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算(第2号)	予算特別	原案可決
第103号	平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	予算特別	原案可決

第104号	平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	予算特別	原案可決
第105号	平成21年度佐伯市水道事業会計補正予算（第1号）	予算特別	原案可決
第106号	佐伯市淡水魚種苗センター条例の一部改正について		原案可決
第107号	佐伯市副市長の選任について（候補者山本清一郎）		原案同意

日程第12 会議録署名議員の指名

議長（小野宗司） 日程第12、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番、井上清三君、8番、佐藤元君、以上の2名を指名いたします。

以上で、本日の議事はすべて議了いたしました。

この際、おはかりいたします。

先ほど副市長に選任同意されました山本清一郎君から、特に発言の申し出がありますので、これを許可いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認め、発言を許可いたします。

山本清一郎君。

副市長（山本清一郎） ただ今副市長の選任につきまして、御同意をいただきました山本清一郎でございます。議員の皆様方には、今後私一生懸命職務に励むつもりでございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

（拍手）

議長（小野宗司） おはかりいたします。

本臨時会はこれにて閉会いたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、平成21年第5回佐伯市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午後4時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年8月10日

佐伯市議会議長	小	野	宗	司
署名議員	井	上	清	三
署名議員	佐	藤		元